

水戸市学生消防団活動認証制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学，短期大学，大学院，専門学校又は高等専門学校（以下「大学等」という。）への在学の期間における本市の消防団員としての活動の功績に係る認証（以下「認証」という。）をすることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 認証の対象となる者は、大学等に在学している者又は大学等の卒業若しくは修了若しくは退学（以下「卒業等」という。）をした日から起算して3年以内の者で、大学等への在学の期間において本市の消防団に所属し、消防団員としての活動が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その活動の期間が1年以上であること。
- (2) 市長が特に優れた功績があると認めること。

(認証の申請)

第3条 認証を受けようとする者は、市長に学生消防団活動認証申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(認証の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認証することを決定したときは、学生消防団活動認証決定通知書（様式第2号）及び水戸市学生消防団活動認証状（様式第3号。以下「認証状」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

(認証の取消し)

第5条 市長は、前条の規定により認証を受けた者（第4号において「被認証者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件で起訴された場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として不適切であると市長が認める行為があった場合

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、既に交付した認証状を直ちに返却するよう求めるものとする。

(認証制度の周知)

第6条 市長は、認証について、広報等により市民及び市内の企業等に対して周知に努めるものとする。

(事務)

第7条 この要項に関する事務は、消防局消防救助課において行うものとする。

付 則

この要項は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

学生消防団活動認証申請書

水戸市長 様

氏名

在学中の消防団活動について認証を受けたいので、水戸市学生消防団活動認証制度実施要項第 3 条の規定により申請します。

1 申請者

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

大 学 等

2 所属分団

分団

3 活動期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 主な活動実績

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

学生消防団活動認証決定通知書

様

水戸市長

年 月 日付けで申請があった在学中の消防団活動については、審査の結果、認証することを決定したので、水戸市学生消防団活動認証制度実施要項第 4 条の規定により通知します。

添付書類

水戸市学生消防団活動認証状